

第 3 次男女共同参画さっぽろプラン

(平成 25 年度～29 年度)

【答申】

平成 24 年(2012 年)10 月 5 日

札幌市男女共同参画審議会

はじめに ―答申にあたって―

札幌市は平成 15 年(2003 年)1 月施行の男女共同参画推進条例において、女性の自立と地位向上を図り、さらに男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めることを宣言しています。「男女共同参画さっぽろプラン」は平成 15 年度から平成 24 年度を計画期間としていましたが、平成 19 年度から平成 24 年度はその後の見直しにより策定された第 2 次のさっぽろプランに基づき、施策が実施されてきました。

市長の附属機関である札幌市男女共同参画審議会は、平成 23 年(2011 年)10 月に次期「男女共同参画計画」の策定に関する諮問を受け、その後、審議会及び起草担当委員による会議など、約 1 年にわたり審議を行いました(付属資料「策定にかかる経過」参照)。審議会では、計画の進捗状況や男女共同参画社会の形成に関連する国等のさまざまな状況の変化などに対応するとともに、これまでの取組の成果を踏まえ、計画の実効性が確保されるプランとなるよう検討を進めました。

とくに、重点事項では、女性の自立と地位向上とにかかわって、「女性の社会参加の推進」を新たに掲げました。これは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等、女性の社会進出を促進する法律が改訂されてきた経緯があるにもかかわらず、国際社会からみて我が国の女性の社会進出はそれほど進んでいない現実を鑑みてのことです。この 20 年間をみても、グローバル化した経済と対応して、労働市場における女性の非正規化が進み、男女の地位の不均衡は是正されておられません。少子高齢化が進む我が国では、労働人口の減少が予測され、将来の活力ある社会の構築に向けて女性の能力を生かすことが求められています。

男女共同参画社会という理想を、そのときどきの社会の課題解決と対応させ、現実の社会の仕組みに根付かせるような取組こそが重要となっています。平成 23 年(2011 年)3 月に起きた東日本大震災は、防災と災害復興において男女共同参画の視点が必要なことを再認識する機会となりました。これを受け、今回は防災という視点を基本的方向に加えしました。また、第 2 次プランで重点事項にあがっていた意識改革については、「男性と子どもにとっての意識啓発」を基本施策にもり込み、新たな観点で取り組みを行います。

札幌市においては、この答申を基にして、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に取り組まれるよう期待いたします。

平成 24 年(2012 年)10 月

札幌市男女共同参画審議会
会長 加藤喜久子

目次

はじめに

第1章 プラン策定にあたって

1 策定過程と新たな視点.....	1
2 基本的な考え方.....	1
(1) 目的	
(2) 位置付け	
3 プランの構成等.....	2
(1) 構成	
(2) 重点事項	
(3) 数値目標	

第2章 プランの概要

1 基本目標と施策の基本的方向.....	5
2 計画期間.....	6
3 計画体系.....	7

第3章 基本施策

基本目標 I あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり	
1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大	9
2 男女共同参画の視点に立った意識改革	11
3 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備	13
4 国際社会と連動した女性への支援	15
5 防災（災害復興を含む）における男女共同参画の推進	16

基本目標Ⅱ 女性の社会参加の推進

- 1 雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備 18
- 2 女性の経済的自立の推進 20
- 3 地域における男女共同参画の推進 22

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 24
- 2 メディアにおける女性の人権の尊重 26
- 3 男女共同参画の視点に立った健康支援 28

基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

- 1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進 31
- 2 男女共同参画の学習の推進 32
- 3 男女共同参画の活動拠点の充実 33

第4章 推進体制

- 1 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表 35
- 2 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化 35
- 3 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮 36
- 4 男女共同参画に関する調査研究の推進 36
- 5 男女共同参画推進に向けた支援・連携 37

付属資料

- 男女共同参画に関する指標項目 38
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 40
- 男女共同参画社会基本法 46
- 札幌市男女共同参画推進条例 50
- 札幌市男女共同参画審議会規則・委員名簿（第5期） 53
- プラン策定にかかる経過 55

第1章 プラン策定にあたって

1 策定過程と新たな視点

男女共同参画さっぽろプラン(第2次)の計画期間が平成24年度(2012年度)で終了することから、札幌市は、次期プランの策定を決め、札幌市男女共同参画審議会では、平成23年(2011年)10月14日に、その基本的方向性について諮問を受けました。

諮問に対する答申の策定にあたっては、男女共同参画に関する市民活動の実践者や子ども、障がい者、アイヌ民族の女性、札幌に在住の外国人女性、性的少数者等、多くの市民の声に耳を傾けてきました。

そして、さまざまな市民の意見を踏まえ、今後引き継ぐべき課題と、新たに取り組むべき課題を検討してきました。

審議の中では、男女共同参画が男女平等のもとに推進されているのだろうかとの問題提起があり、男女平等の理念を踏まえて男女共同参画を推進していくという方針を改めて確認しました。

また、計画体系に沿った施策の実施にあたっては、男性の意識改革をさらに積極的に推進する必要があるという認識のもとにこの答申を策定しています。

そのような過程を経て、新たに、男性と子どもにとっての男女共同参画、防災(災害復興を含む)における男女共同参画、性暴力被害者への支援を体系の中に取り入れました。

2 基本的な考え方

(1) 目的

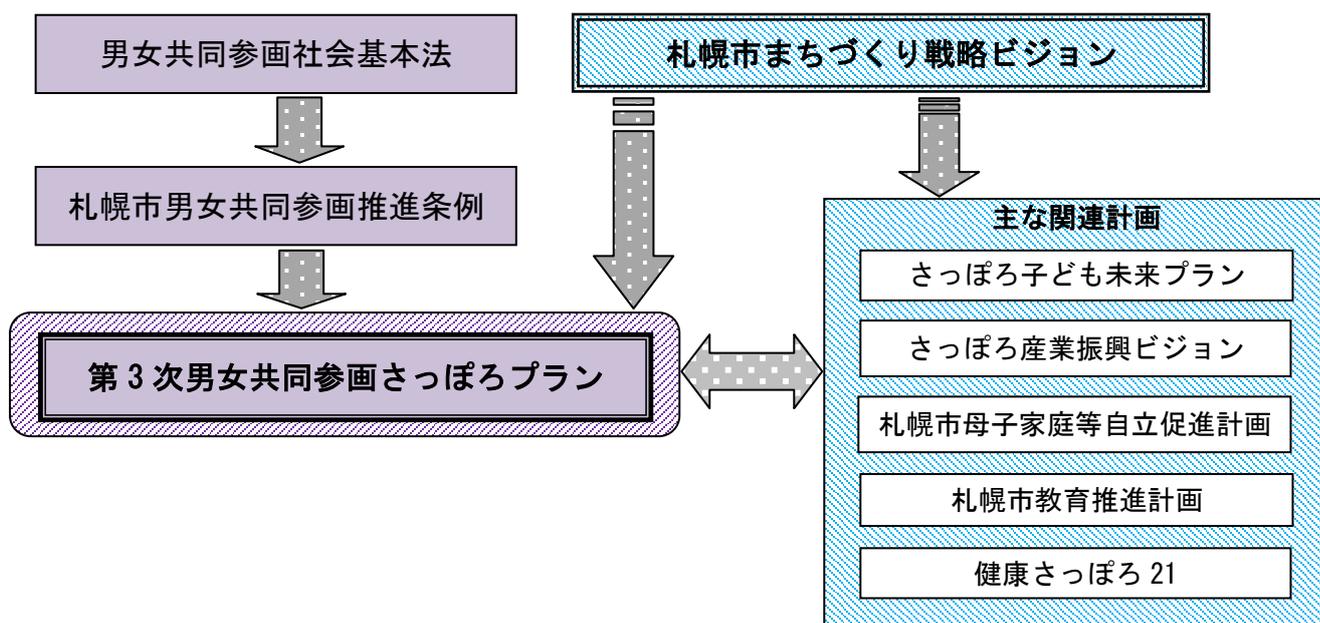
このプランは、市民が性別に関わりなく人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指し、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

(2) 位置付け

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び札幌市男女共同参画推進条例第8条に基づき策定する基本的な計画であり、札幌市のまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画であることから、それとの整合性を図る必要があります。

また、札幌市の男女共同参画を総合的に推進する計画であることから、対象とする分野は幅広く、「さっぽろ子ども未来プラン」「札幌市産業振興ビジョン」をはじめ、関わりのある各分野の個別計画との整合性にも配慮する必要があります。

<全体の位置づけ図>



3 プランの構成等

(1) 構成

第3次男女共同参画さっぽろプランは、札幌市男女共同参画推進条例に規定されている5つの基本理念を具現化するための基本的な計画として策定するものです。

本プランにおいては、男女共同参画の推進に関する札幌市の施策を総合的かつ計画的に推進するための4つの基本目標及び14の施策の基本的な方向、32の基本施策で構成されるべきと考えます。

(2) 重点事項

本プランにおいて、特に重点的に取り組むべきと考える事項は次の2点です。

＜重点事項1＞ —女性の社会参加の推進—

少子高齢化の進展に伴い、労働力人口の減少、生活の基盤である地域における活動の担い手不足が見込まれる現状において、女性の視点や潜在的な力を活かすことは、重要なことであると考えます。

また、女性の経済的な自立は、女性の地位向上や自ら望む生き方を実現することにつながり、男女共同参画を推進する大きな要素にもなります。

しかしながら、女性の就業率が向上し、さまざまな分野において、また多様な働き方によって社会で活躍する女性が増えている一方、保育所待機児童数の増加や非正規雇用などの労働条件に関する課題も多く指摘されています。

雇用等における女性への支援、地域社会における女性への支援は、男女共同参画社会実現への具体的な施策であり、将来の札幌経済を支える力となるという観点からも、重点事項として積極的に取り組む必要があります。

施策の方向性

- ・ 広報啓発の強化や場の提供などさまざまな手法により女性が活躍するための支援を行うこと
- ・ ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の認証、事業所内保育所の設置支援などにより、働きながら子育てしやすい環境づくりに努めること
- ・ 女性の起業・就業を積極的に支援すること
- ・ 多様な働き方を可能にするための子育て支援に取り組むこと
- ・ 地域における男女共同参画を浸透させること

＜重点事項2＞ —女性に対するあらゆる暴力の根絶—

札幌市では、平成17年(2005年)11月に「札幌市配偶者暴力相談センター」を開設し、相談体制を整えるなど被害者支援に取り組んできましたが、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数は一向に減少せず、ストーカー行為や性暴力被害など女性への暴力は後を絶ちません。

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であります。

引き続き重点事項として、DVの被害者支援や未然防止の取組、性暴力被害者への支援等、幅広い取組が必要です。

施策の方向性

- ・ 配偶者暴力相談支援センターの運営等によりDV被害者支援を充実させること
- ・ 性暴力被害者への支援に取り組むこと
- ・ DVの未然防止に取り組むこと

《配偶者からの暴力(DV)》

「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」という用語はしばしば「DV」と略されて使われています。

《ストーカー行為》

同一の者に対し、つきまとい等反復して行うことをいう。平成12年(2000年)11月から施行されたストーカー行為等に関する法律により、こうした行為に対し規制されることになりました。

(3) 数値目標

男女共同参画の実現に向けた取組の進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、以下の二つの視点に分けて数値目標を設定すべきと考えます。

＜達成目標＞ 「いつまでに、何を、どこまでするか」という数値目標を設定

＜成果指標＞ 「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値を設定

また、上記2点の重点事項に取り組むほか、札幌市の男女共同参画に関するさまざまな取組を推進するための土台として、札幌市が率先して男女共同参画に取り組み、各部局の取組に対する支援や職員一人ひとりの理解をさらに深めるための啓発・情報提供の充実を図り、市民や企業、地域などの先導的役割を果たすことを目指すことが必要です。

第2章 プランの概要

1 基本目標と施策の基本的方向

男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年(2003年)1月に施行した札幌市男女共同参画推進条例に規定されている次の5つの基本理念を具現化するために、4つの基本目標に沿った施策の展開が求められます。

<条例の基本理念>

- (1) 男女の人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること
- (2) 男女が制度及び慣行によって、直接又は間接的に差別されないこと
- (3) 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

男女が対等なパートナーとして活動に参画できる機会が確保され、自らの意識改革と能力の向上を図ることができるように、政策方針決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくりに向けた取組が必要です。

《基本的方向》

- 1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革
- 3 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備
- 4 国際社会と連動した女性への支援
- 5 防災(災害復興を含む)における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 女性の社会参加の推進

女性の潜在的な力を活かすことは、経済社会や地域社会の活性化につながるとともに、女性の地位向上や自ら望む生き方を実現することにもつながるため、女性が働き続けるための環境整備や地域における啓発などの取組が必要です。

《基本的方向》

- 1 雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備
- 2 女性の経済的自立の推進
- 3 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

男女が等しく個人としての人権が尊重されるように、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、メディアにおける女性に対する配慮、女性の性と生殖に関する健康と権利の視点からの心身両面における健康支援など、幅広い取組が必要です。

《基本的方向》

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 2 メディアにおける女性の人権の尊重
- 3 男女共同参画の視点に立った健康支援

基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

男女ともに性別にとらわれることなく、家庭・職場・学校・地域のいずれの場においても、男女共同参画の視点が活かされるように、学校教育や生涯学習など、あらゆる世代に向けた取組が必要です。

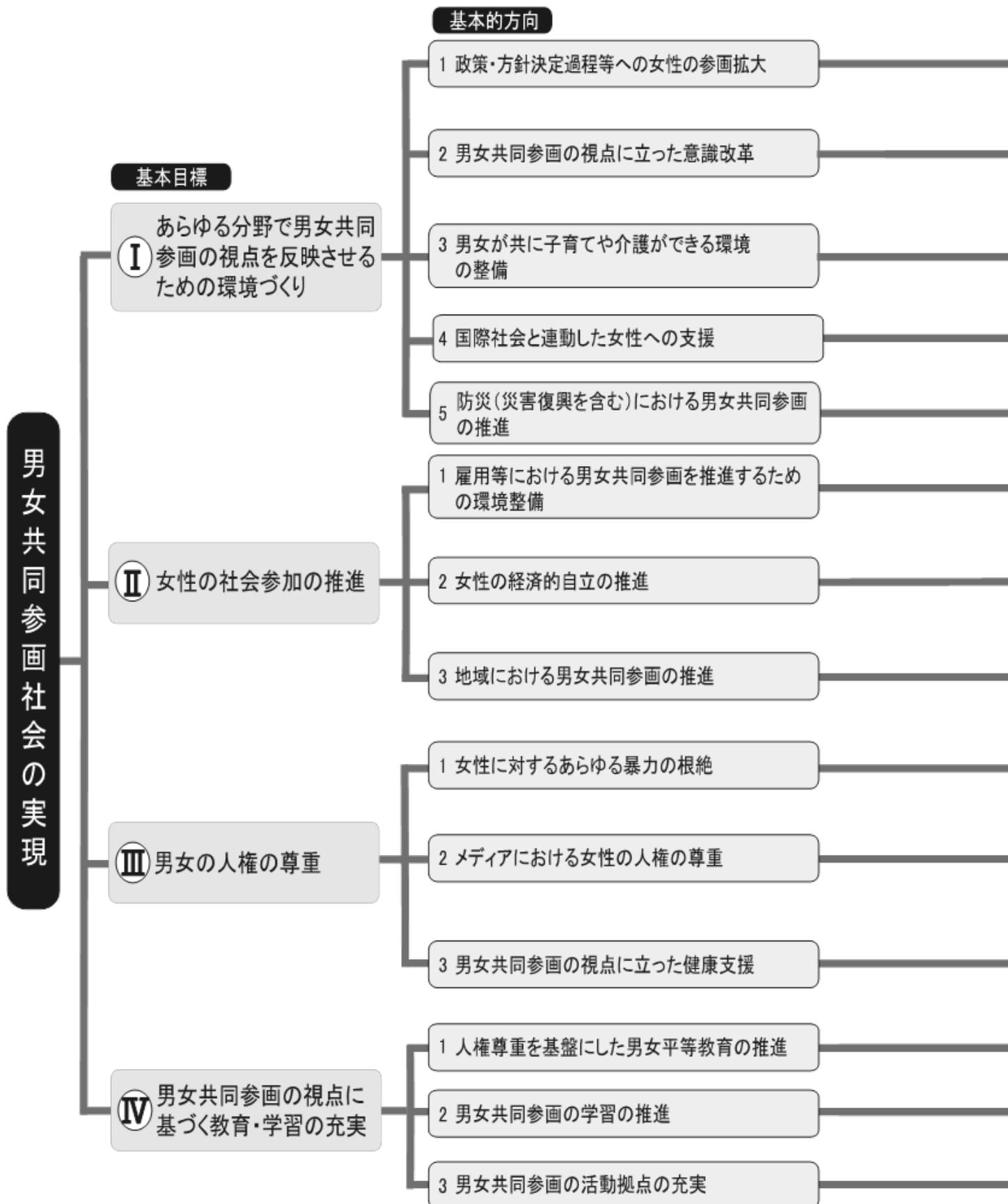
《基本的方向》

- 1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進
- 2 男女共同参画の学習の推進
- 3 男女共同参画の活動拠点の充実

2 計画期間

・平成 25 年度(2013 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの5か年が望ましいと考えます。

3 計画体系



基本施策

- 1 札幌市の審議会等委員への女性の参画促進
- 2 札幌市女性職員の登用促進と職域拡大
- 3 意思決定過程への女性の参画についての意識改革の推進

- 1 市民及び民間の団体等に対する広報・啓発活動の充実
- 2 市民が男女共同参画に関する意識を形成するための事業企画の支援
- 3 男性と子どもにとっての男女共同参画に関する意識啓発

- 1 男女が共に子育てや介護を担うことへの意識啓発の充実
- 2 男女が共に子育てや介護ができる施設や制度の充実

- 1 世界の動きと連動した女性が力をつけることへの支援(エンパワーメント支援)
- 2 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 1 男女共同参画の理念が息づく防災体制づくり

- 1 職場における男女共同参画の推進
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 継続就業への支援

- 1 女性の就業機会の拡大
- 2 多様な働き方に対応するための支援
- 3 起業に対する支援

- 1 地域活動での男女共同参画の促進

- 1 女性に対する暴力の根絶を目指した人権意識の啓発
- 2 夫・パートナーからの女性への暴力の防止と被害女性への支援
- 3 性暴力被害者への支援
- 4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- 1 男女共同参画の視点による女性の人権を尊重した表現の啓発
- 2 男女共同参画の視点から情報を主体的に読み解く能力の向上のための教育と啓発

- 1 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の普及
- 2 生涯を通じた女性の健康保持・増進
- 3 男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実

- 1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進

- 1 男女共同参画に関する学習の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

- 1 男女共同参画センターにおける事業展開
- 2 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

第3章 基本施策

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

基本的方向1 《政策・方針決定過程等への女性の参画拡大》

【現状と課題】

政治の場や職場、地域、教育などあらゆる分野において政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。

なかでも、政策・方針決定過程において女性の参画が進むことは、バランスのとれた質の高い行政サービスの提供を可能にし、多様な価値観を取り入れた豊かで活力のある社会の実現につながります。

しかしながら、全国的に、政策や方針決定過程における女性の参画は十分になされていない傾向があり、それは札幌市においても同様です。

男女共同参画さっぽろプラン(第2次)においては、数値目標の一つとして、「札幌市の審議会等における女性委員の登用率」の目標値を40%と定め、「札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱」(平成元年(1989年))に基づき、審議会等の委員の選任にあたっては、男女共同参画を担当する部局への事前協議を義務付けるなどして、女性登用率の向上に努めてきました。

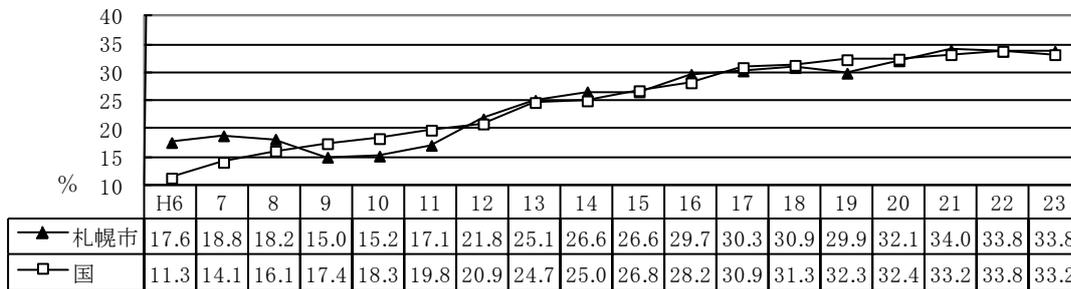
その結果、平成18年(2006年)4月1日現在、30.9%であった女性登用率は、平成24年(2012年)4月1日現在は、34.2%まで上昇したものの、今後も引き続き推進する必要があります。

また、札幌市職員の女性役職者の割合は12.2%(平成24年(2012年)4月)となっており、着実に女性の比率は増加してはいますが、男性の比率が大きく上回っています。

このようなことが起きているのは、過去の歴史的な経緯により男性を中心とした社会が形成され、いまだに、固定的性別役割分担意識が根強いことが大きな要因であると考えられます。

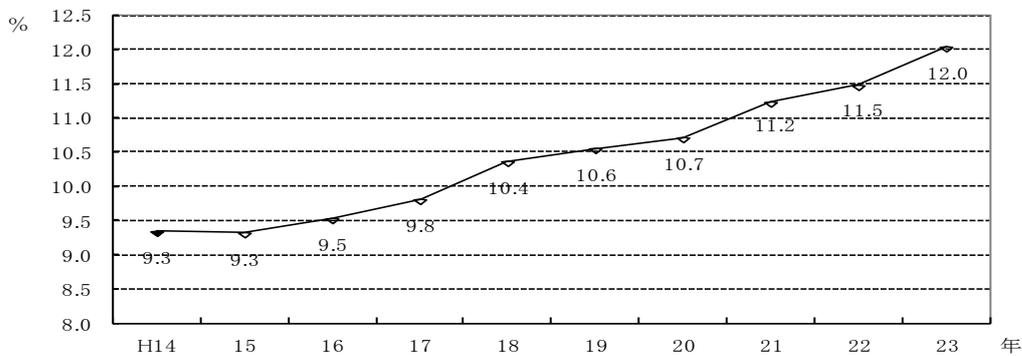
男女共に意識の転換を図ること、女性一人ひとりが政策・方針決定過程等の重要な場に積極的に参画することができるように力をつけていくことを推進するためのさらなる取組が必要です。

図1 審議会等委員への女性登用率



〈備考〉札幌市：男女共同参画課調べ、国：内閣府資料より作成

図2 札幌市職員の女性役職者割合(係長以上)



〈備考〉札幌市人事委員会年報より作成

札幌市男女共同参画推進条例

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

第13条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

《固定的性別役割分担意識》

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

(内閣府男女共同参画局ホームページ 関連用語解説より)

【基本施策】

(1) 札幌市の審議会等委員への女性の参画促進

札幌市が設置する審議会等委員の選任に係る仕組の見直しなどにより、女性委員の登用拡大に努める必要があります。

(2) 札幌市女性職員の登用促進と職域拡大

札幌市職員(一般職員)の女性割合は、平成 18 年度(2006 年度)は 31.2%、平成 23 年度(2011 年度)は 34.4%となっており、増加傾向にありますが、引き続き、長期的な視野に立った人材育成と多様な経験を積むことができるような人員配置を行うとともに、管理監督者の男女共同参画に関する意識の醸成が求められます。

(3) 意思決定過程への女性の参画についての意識改革の推進

行政をはじめ企業、教育機関、町内会・PTAなど社会全体として女性の意思決定過程への参画が進むように、意識改革の推進が必要です。

施策の方向性

- ・ 審議会等委員への女性の登用に努めること
- ・ 意思決定過程への女性の参画の推進に努めること

基本的方向 2 《男女共同参画の視点に立った意識改革》

【現状と課題】

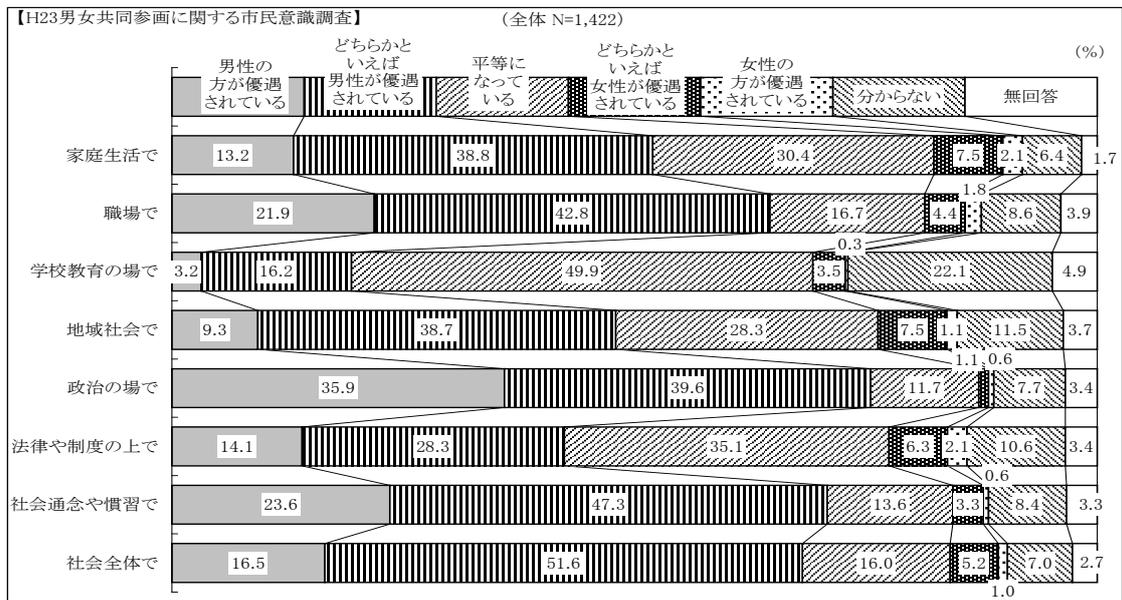
平成 11 年(1999 年)に男女共同参画社会基本法が制定され、札幌市においても平成 15 年(2003 年)に施行された札幌市男女共同参画推進条例やそれに基づく計画によって、男女共同参画社会実現のためにさまざまな取組が行われてきました。

また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」など法制度の面でも、徐々に環境が整えられてきました。

しかし、平成 23 年(2011 年)7月に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ても、社会の制度・慣行などに深く根付いている固定的な性別役割分担意識は解消されていません。

このような意識は、長い時間をかけて社会の中で形成されてきたもので、一朝一夕に変えることは困難ですが、すべての人が、性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のために、引き続き、地道に意識改革への取組を進めることが重要です。

図3 男女の地位の平等感



〈備考〉H23 市民意識調査により作成

札幌市男女共同参画推進条例

第14条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

【基本施策】

(1) 市民及び民間の団体等に対する広報・啓発活動の充実

男女共同参画への理解を推進するためには、市民及び民間団体、企業など幅広く広報・啓発の充実を図る必要があります。広報啓発にあたっては、障がいがあることやアイヌ民族であることなどに加えて女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々、性的少数者の人々などさまざまな立場の人々への人権尊重の観点からの理解を深める配慮が求められます。

(2) 市民が男女共同参画に関する意識を形成するための事業企画の支援

市民が企画する男女共同参画の意識を高めるための講座や人材育成の取組への支援が必要です。

(3) 男性と子どもにとっての男女共同参画に関する意識啓発

男女共同参画社会の実現には、男女が共にその趣旨を理解することが大切であるため、男性への啓発を促進するほか、これからの時代を担う子どもたちが、男女共同参画の理念を理解したうえで自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画への理解促進が重要です。

施策の方向性

- ・ 男女共同参画に関する啓発事業の充実に努めること
- ・ 性的少数者への理解を推進すること
- ・ 男性の男女共同参画への理解を推進すること

基本的方向 3 《男女が共に子育てや介護ができる環境の整備》

【現状と課題】

これまで、我が国では、「男性は仕事、女性は家事や育児」という役割分担意識のもと、男性が長時間労働で経済社会を支え、女性は家事・育児・介護などの家庭責任を担ってきましたが、近年、少子高齢化が進み、家庭や経済社会にも変化が生まれてきました。

そのような状況において、札幌市の合計特殊出生率は、全国平均を大きく下回っているのが現状です。

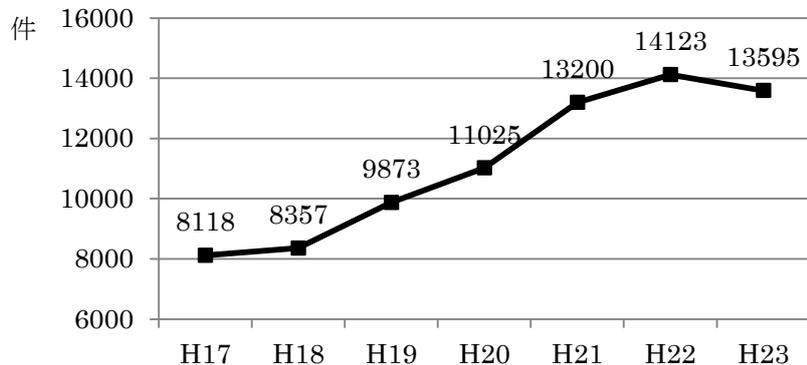
少子化が進む要因としては、未婚率や婚姻年齢・初産年齢の上昇、家事・育児の女性への大きな負担、養育費・教育費などの経済的負担、家族や地域社会の変化などさまざまなことが考えられます。

平成 23 年(2011 年)7 月に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、子育てや介護に関しては、女性に負担がかかる傾向があります。女性の社会進出が進む中で、子育てや介護のあり方が課題となっています。

男女共同参画の理念は、少子高齢化にかかるさまざまな課題への対策にも寄与し、活力ある社会の実現を可能にします。

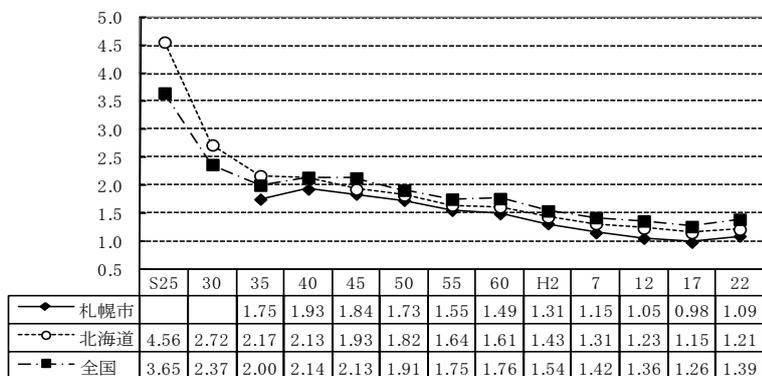
子育てや介護は、「家庭の中のことで、個人で解決すべき」と考えられがちですが、男女が共に、その個性と能力を発揮して生き生きと暮らすためには、社会的課題でもあることの認識を深め、環境整備を進める必要があります。

図4 さっぽろ子育てサポートセンター活動件数



〈備考〉札幌市子ども未来局
事業概要より作成

図5 合計特殊出生率の推移



〈備考〉札幌市：札幌市衛生年報、北海道・全国：厚生労働省人口動態調査より作成

図6 男女の育児休業取得率

	札幌市(H21)	全国(H23)
女性従業員	80.5%	87.8%
男性従業員	1.1%	2.6%

〈備考〉札幌市：平成21年度企業意識調査、全国：平成23年度雇用均等基本調査

図7 家族介護における介護者の男女別比率(札幌市)



〈備考〉札幌市保健福祉局「要介護(支援)認定者意向調査」

札幌市男女共同参画推進条例

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

【基本施策】

(1) 男女が共に子育てや介護を担うことへの意識啓発の充実

家事・育児や介護などの家庭における責任は、男女が共に担い、支え合うものであるとの認識を深めるための意識啓発が重要です。

(2) 男女が共に子育てや介護ができる施設や制度の充実

多様化するライフスタイルに対応し、保育・介護のための施設整備や、ひとり親家庭への支援の充実などがが必要です。

施策の方向性

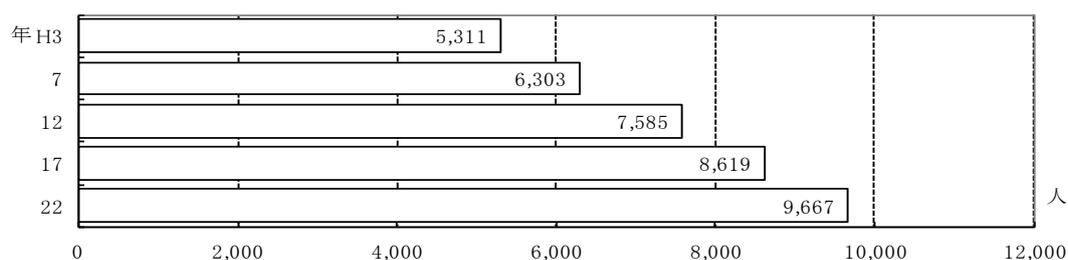
- ・ 地域で安心して子育てができる環境づくりを推進すること
- ・ 子育て家庭に対する支援を推進すること

基本的方向 4 《国際社会と連動した女性への支援》

【現状と課題】

政治や経済、文化等あらゆる分野において、私たちの暮らしは、国際的な関わりの中で成り立っており、男女共同参画を推進するにあたって国際的な視野を持ち、多様な価値観を尊重することを通じて女性が力をつけていくために、国際的な交流等の取組が必要です。

図8 市内の外国人登録者数



〈備考〉札幌市市民まちづくり局地域振興部資料より作成

札幌市男女共同参画推進条例

第 19 条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

【基本施策】

(1)世界の動きと連動した女性が力をつけることへの支援(エンパワーメント支援)

女性が力をつけるために必要な国際的な動きなどに関する情報収集・提供が必要です。

(2)国際的視野に立った男女共同参画の推進

札幌に在住の外国人との交流などにより、国際的視野に立った男女共同参画の推進が必要です。

施策の方向性

- ・外国人との交流機会の提供など国際的視野に立った男女共同参画の推進に努めること

基本的方向 5 《防災(災害復興を含む)における男女共同参画の推進》

【現状と課題】

平成 7 年(1995 年)1 月 17 日に発生した「阪神淡路大震災」、平成 16 年(2004 年)10 月 23 日に発生した「新潟県中越地震」、そして平成 23 年(2011 年)3 月 11 日に発生した「東日本大震災」を通じて、災害時の避難所の運営等において、女性の視点の必要性が認識されるようになってきました。

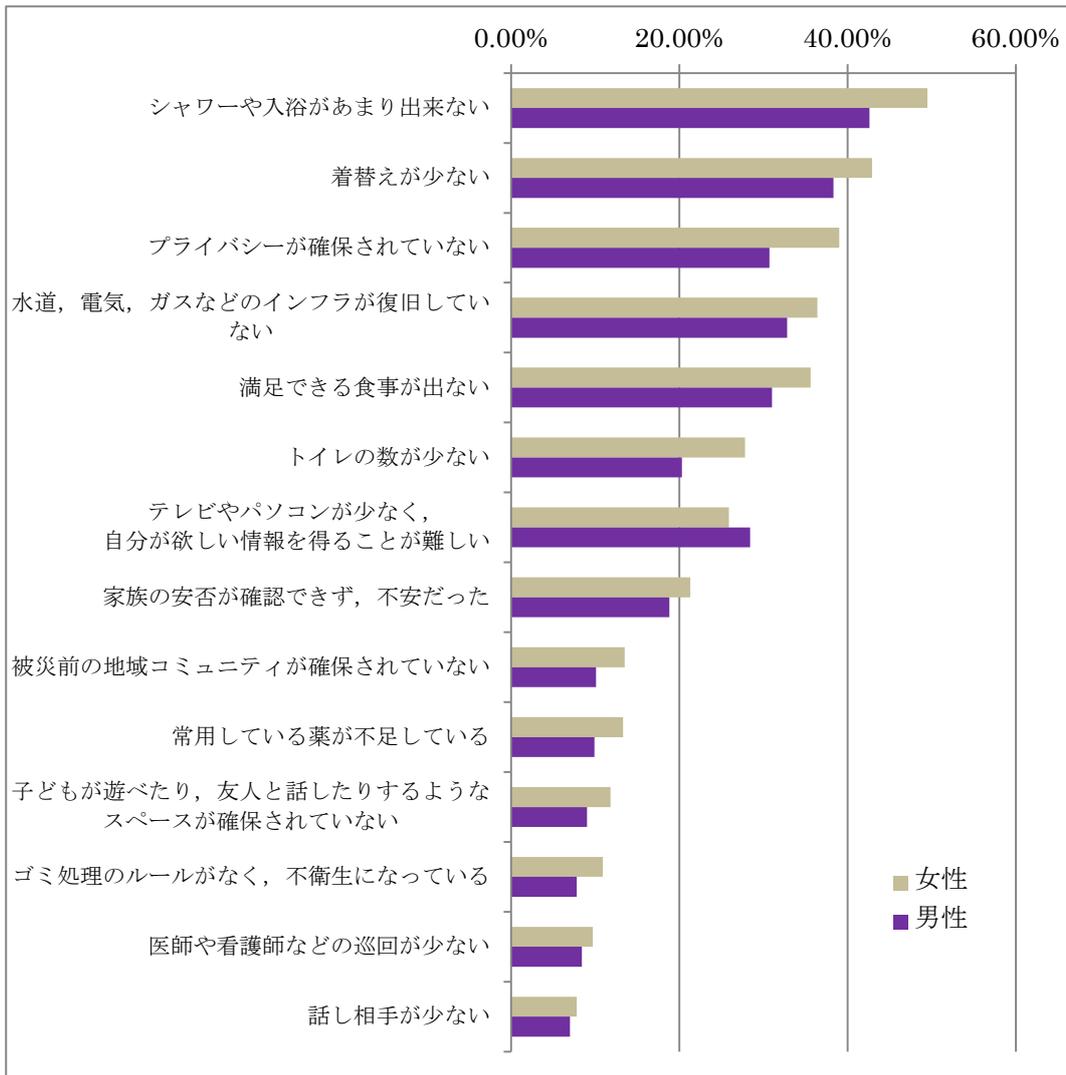
男女のニーズの違いに配慮するとともに、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という意識から、男女どちらかが過度な負担を抱えることがないように、日頃から男女共同参画の考えを共有することが重要です。

また、災害時あるいは災害復興について、女性の意見が反映されるためには、災害対策決定の場や防災活動の場に女性が参画できる仕組づくりも必要です。

《エンパワーメント》

女性が意思決定や実行の場へ参画することにより、社会的・経済的な力を付けることをいいます。

図9 避難所生活で困っていること



〈備考〉内閣府平成24年版男女共同参画白書より作成

【基本施策】

(1) 男女共同参画の理念が息づく防災体制づくり

日頃から生活の基盤である地域に男女共同参画の理念を浸透させ、女性の視点を取り入れた災害対策を行うことが求められます。

施策の方向性

- ・ 災害時において女性の視点を取り入れるための体制を作る

基本目標Ⅱ

女性の社会参加の推進

基本的方向1《雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備》

【現状と課題】

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、女性の視点や潜在的な力を活かすことは、経済社会の活性化という点において重要なことです。

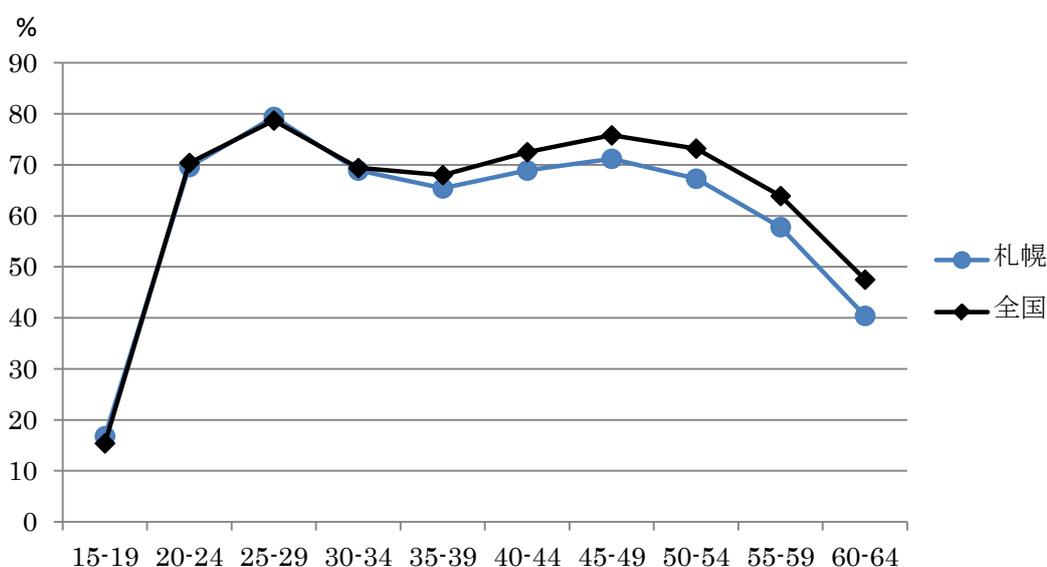
「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」などにより、女性が社会で活躍するための法的整備が進められてきています。

しかし、男性に正社員が多く、女性にパートタイム、派遣・契約社員が多い現状や勤続年数、職階の違いなどから、男性に比べて、女性の賃金が低い現状にあります。

また、雇用等の分野においても固定的性別役割分担意識は根強く、女性が、結婚・出産により離職するケースが多く、一度離職してしまうと、再就職等をするのは容易なことではありません。

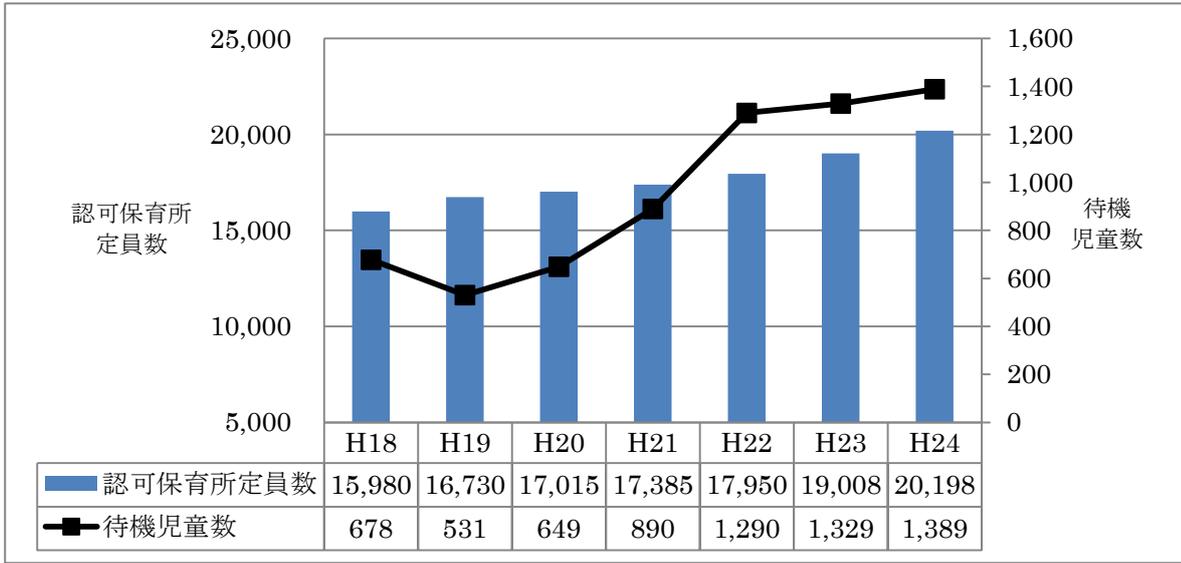
これからの札幌の地域社会を支えるうえで、雇用等の分野における男女共同参画やワークライフ・バランスの推進のための環境整備が必要です。

図10 女性労働力率



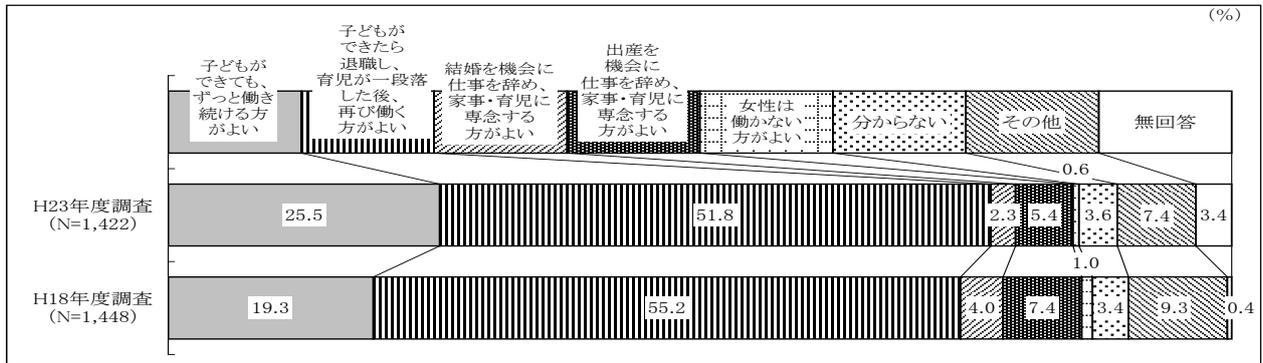
〈備考〉総務省平成22年労働力調査より作成

図 11 認可保育所定員数および待機児童数



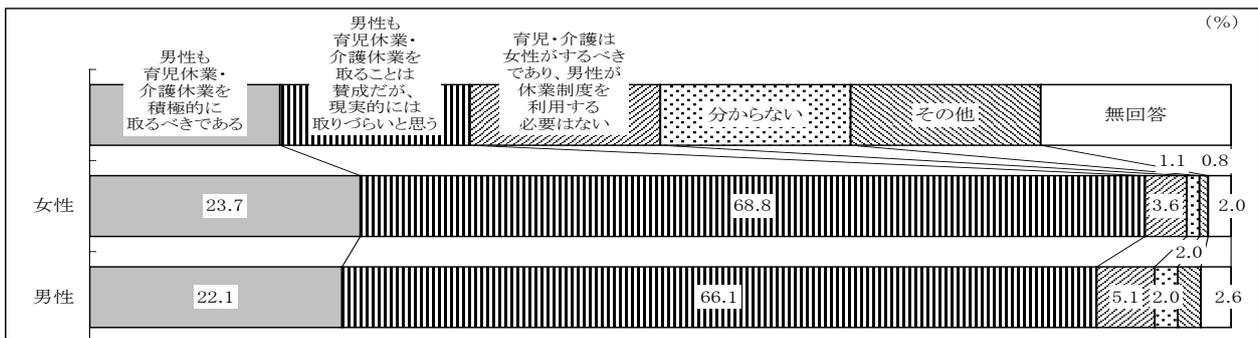
〈備考〉札幌市子ども未来局資料より作成

図 12 女性が働くことについて



〈備考〉H23 市民意識調査より作成

図 13 男性の育児休業・介護休業への考え方



〈備考〉H23 市民意識調査より作成

札幌市男女共同参画推進条例

第 17 条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

【基本施策】

(1) 職場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法等の関係法令を浸透させるための広報・啓発や職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止など、女性が力を発揮できる環境づくりに向けた取組が必要です。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

固定的性別役割分担意識を解消し、男女が共に仕事と生活の両立を図るための取組が必要です。

(3) 継続就業への支援

女性が、出産、子育て、介護などにより就業中断を余儀なくされないような環境整備が必要です。

施策の方向性

- ・ 広報啓発の強化や場の提供などさまざまな手法により女性が活躍するための支援を行うこと
- ・ ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の認証、事業所内保育所の設置支援などにより、働きながら子育てしやすい環境づくりに努めること

基本的方向 2 《女性の経済的自立の推進》

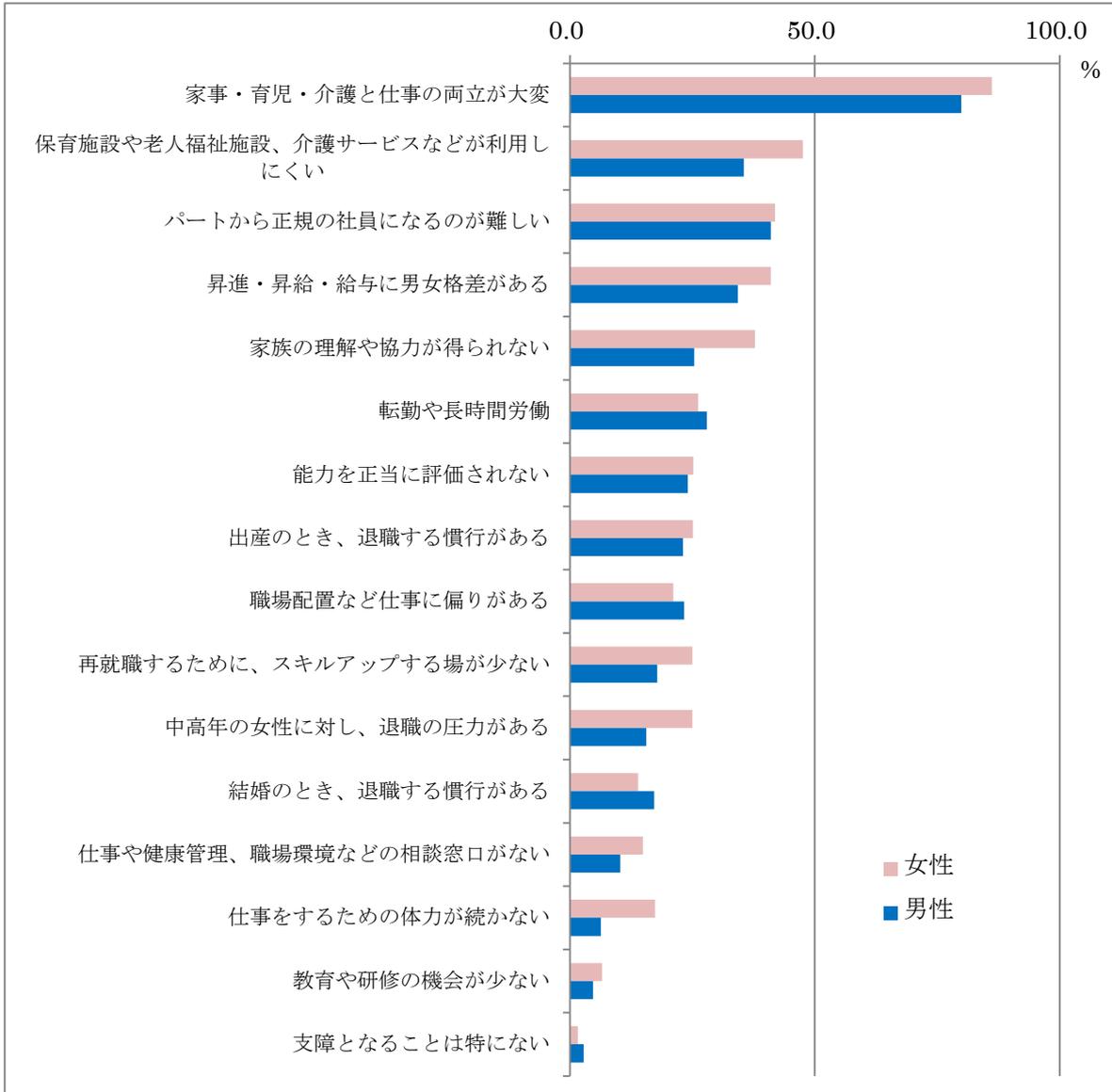
【現状と課題】

女性が経済的に自立することは、経済社会の活性化という視点のほか、男女共同参画社会を実現するという視点からも重要なことです。

今までの政治的、歴史的背景から、「男性は仕事、女性は家事や育児」「女性は男性によって養われるもの」という役割分担意識が根強く、母子家庭における貧困等の課題も指摘されています。

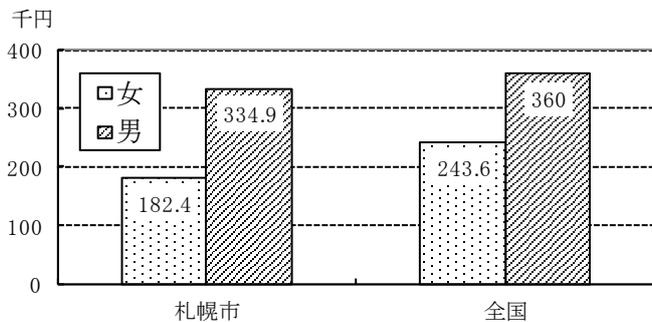
女性が、自ら望む生き方を実現するために、さまざまなライフスタイルやライフステージにあった多様な働き方への支援が必要です。

図 14 女性が働くにあたって支障となること



〈備考〉H23 市民意識調査により作成

図 15 男女の賃金格差



〈備考〉札幌市：札幌市統計書による
 全国：毎月勤労統計調査による
 ※数字は30人以上の事業所の勤務する勤労者1人当たりによって支給される給与月額（H22年度平均）を表す。

【基本施策】

(1) 女性の就業機会の拡大

女性の就労における能力開発の支援や再就職に向けた講座・相談の実施による雇用機会の拡大が必要です。

(2) 多様な働き方に対応するための支援

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」や「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)」を浸透させるなどによる適正な労働条件の確保のほか、ライフステージにあった多様な働き方の実現に資する相談の実施や情報提供が必要です。

(3) 起業に対する支援

起業のための各種講座や相談、情報提供など、女性が自分のライフスタイルにあった働き方をするための支援が必要です。

施策の方向性

- ・女性の起業・就業を積極的に支援すること
- ・多様な働き方を可能にするための子育て支援に取り組むこと

基本的方向3 《地域における男女共同参画の推進》

【現状と課題】

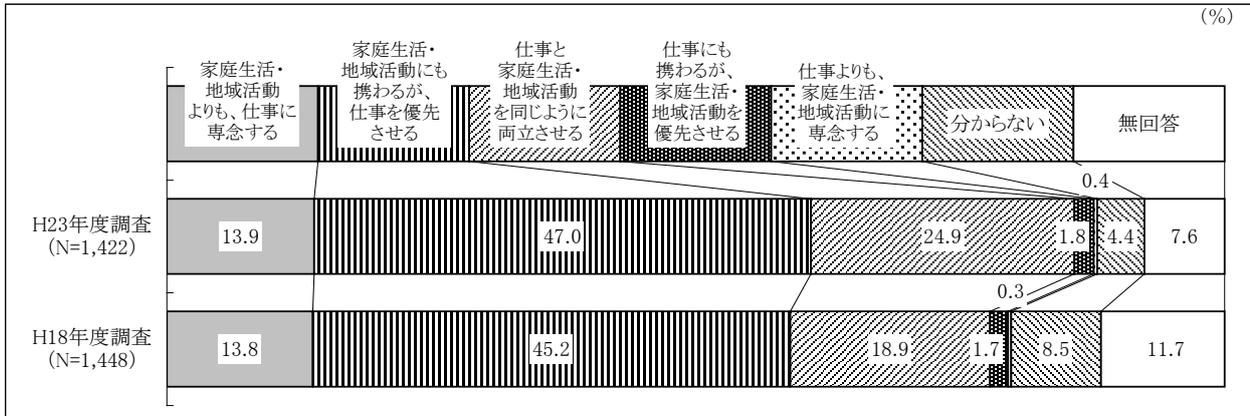
男女共同参画社会を実現するためには、雇用等における女性への支援とともに、生活の基盤である地域での女性への支援が大切です。

今までも、女性は地域での活動の担い手としての役割を果たしてきましたが、女性が地域活動に参画したとしても、リーダーは男性である傾向があります。

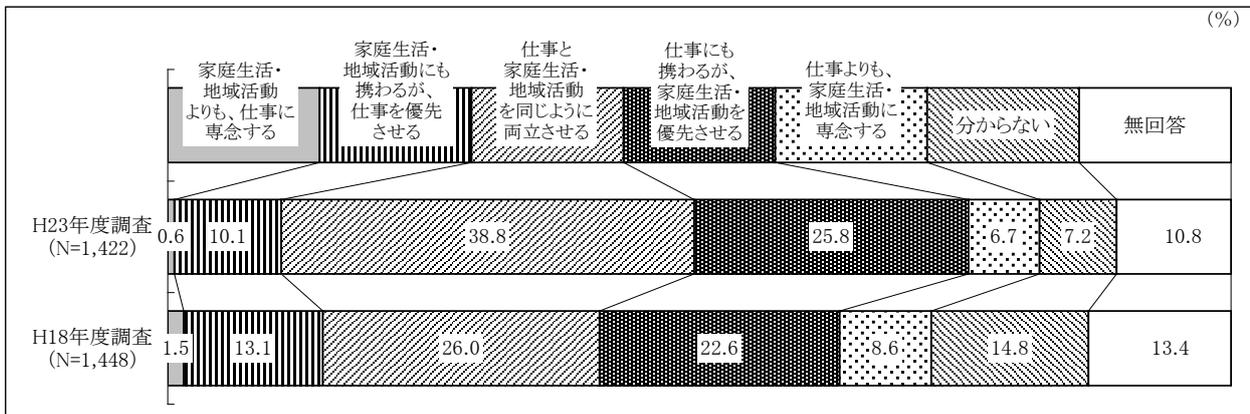
女性の潜在的な力を引き出し、一人ひとりが生き生きと暮らすために、地域においても男女共同参画を推進するための取組が必要です。

図 16 仕事と家庭生活・地域活動の望ましい位置付け

(1)男性



(2)女性



〈備考〉H23 市民意識調査より作成

札幌市男女共同参画推進条例

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

【基本施策】

(1) 地域活動での男女共同参画の促進

地域においても、固定的な性別役割分担に基づく慣習や慣行を解消し、男女が共に潜在的な力を発揮するため、広報・啓発などの取組が必要です。

施策の方向性

・ 地域における男女共同参画を浸透させること

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

基本的方向 1 《女性に対するあらゆる暴力の根絶》

【現状と課題】

暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であることを考え合わせると、引き続き、手厚い対策が必要です。

国は、平成13年(2001年)4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

札幌市においても、平成17年(2005年)11月に札幌市配偶者暴力相談センターを開設し、平成18年(2006年)には「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針」、平成21年(2009年)には「札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定して、被害者の支援や関係機関との連携、各種啓発リーフレットの発行による人権意識の啓発など、積極的に取組を進めてきました。

しかし、配偶者等からの暴力や性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、命に関わることもある女性への暴力は、一向に後を絶たないのが現状です。

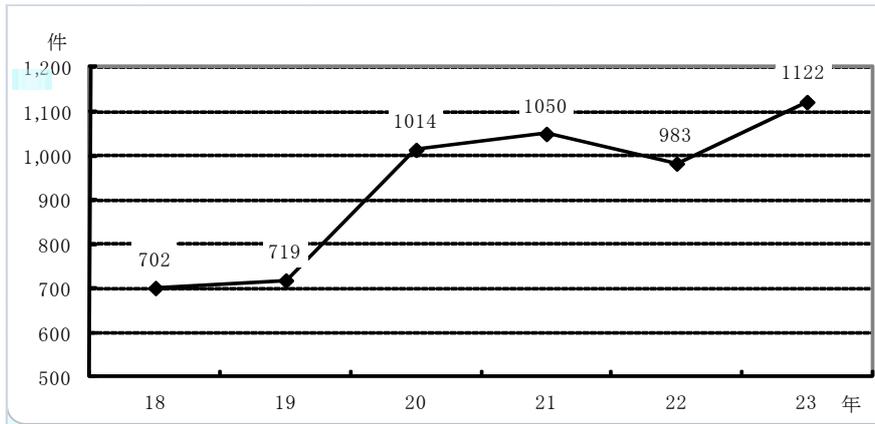
今後とも、女性に対する暴力は、個人の問題ではなく、多くの人々に関わる社会的問題であるという認識を市民に広く浸透させ、暴力による人権侵害を起こさないための啓発を行うとともに、被害を受けた女性への支援体制の整備などの充実を図る必要があります。

また、最近では、特に潜在化しやすい性暴力被害者への積極的な支援の必要性も指摘されています。

女性への暴力は、身近な問題でありその根絶のためのさらなる取組が必要です。

なお、配偶者等からの暴力や性暴力等の被害者の多くは女性ですが、男性、性的少数者の被害もあります。女性への支援とともに、すべての被害者への対応が求められます。

図 17 札幌市配偶者暴力相談センターにおける相談件数(本人からの相談)



〈備考〉札幌市市民まちづくり局男女共同参画室調べにより作成

図 18 セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数

年度	16	17	18	19	20	21	22	23
札幌市	77	112	61	59	47	32	26	24
全国	2,070	1,935	1,793	1,511	1,367	1,235	1,127	1,250

〈備考〉法務省「人権犯罪統計」により作成

札幌市男女共同参画推進条例

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

【基本施策】

(1) 女性に対する暴力の根絶を目指した人権意識の啓発

女性に対する暴力は決して許されない人権侵害であるとの観点から、人権意識の積極的な啓発が必要です。

(2) 夫・パートナーからの女性への暴力の防止と被害女性への支援

夫・パートナーからの女性への暴力防止に向けて、被害者への保護から自立までの総合的な支援や体制の強化、未然防止のための取組の充実が必要です。

(3) 性暴力被害者への支援

潜在化しやすい性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるような環境整備が求められます。

(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

職場や学校、地域などさまざまな場において、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発が必要です。

施策の方向性

- ・ 配偶者暴力相談支援センターの運営等によりDV被害者支援を充実させること
- ・ 性暴力被害者への支援に取り組むこと
- ・ DVの未然防止に取り組むこと

基本的方向 2 《メディアにおける女性の人権の尊重》

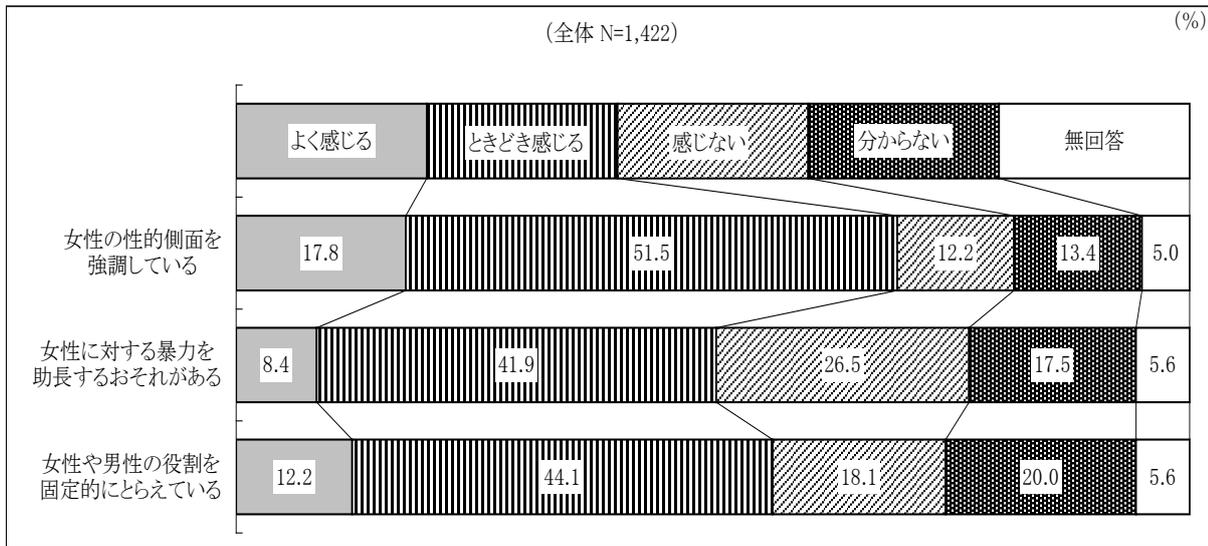
【現状と課題】

インターネットや携帯電話などの急速な普及により、私たちの周りには膨大な情報があふれています。

メディアによってもたらされる情報は私たちの意識や社会全体に大きな影響を与えるものであり、メディアを通じて「女らしさ」「男らしさ」を強調した表現が繰り返されることは、知らず知らずのうちに男女の固定的な性別役割分担意識が人々の中に形成されることに結びつきます。メディアによっては、女性の性的側面を強調するなど女性の人権に対する配慮を欠いた報道も見受けられるのが現状です。

情報の受け手側は、メディアからもたらされる膨大な情報を無条件に受入れるのではなく、必要な情報を取捨選択し、主体的に読み解いていく能力(メディア・リテラシー)を向上させるとともに、インターネット等の新たなメディアの普及により、個人が情報発信者となる場面も増えているため、学校教育や生涯教育の場において、情報発信者としての自覚を促すことも必要です。

図 19 各種メディアの性・暴力・男女の描写



〈備考〉H23 市民意識調査により作成

【基本施策】

(1) 男女共同参画の視点による女性の人権を尊重した表現の啓発

札幌市の広報において、表現が性別に基づく役割分担にとらわれたものにならないよう、また、女性の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮するほか、さまざまな場でその普及啓発が求められます。

(2) 男女共同参画の視点から情報を主体的に読み解く能力の向上のための教育と啓発

情報を主体的に読み解く能力や情報発信における社会的規範を理解するため、学校等における教育や学習の充実が求められます。

施策の方向性

- ・ 男女共同参画の視点に立った広報の推進に努めること

基本的方向3 《男女共同参画の視点に立った健康支援》

【現状と課題】

「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」という考え方は国連などでも指摘されているように、女性の人権の一つとして、重要なことです。

女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっており、さまざまな女性特有の問題を抱えることもあります。このため、女性が生涯を通じ、自分の体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うため、性と生殖に関する健康と権利の視点から、心身両面における健康支援や相談体制の充実、男性に対する啓発など総合的な取組が必要です。

また、低年齢層の性感染症や薬物乱用が依然として社会問題となっています。

札幌市においては、全国に比べ人工妊娠中絶率も高い傾向にあり、これらは、自分自身の健康に害をもたらすだけでなく、次世代への悪影響が懸念されます。

性別に関わらず、学校や家庭において、生命尊重・人権尊重の観点から性教育等の啓発をしていくことが必要です。

札幌市男女共同参画推進条例

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

《性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)》

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

(内閣府男女共同参画局ホームページ 関連用語解説より)

【基本施策】

(1) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の普及

性と生殖に関する健康と権利に関する意識を広く市民に浸透させ、女性の妊娠・出産に関わる機能の重要性や、妊娠・出産・避妊を選択する女性の権利を男女双方が理解するような意識の啓発が求められます。

(2) 生涯を通じた女性の健康保持・増進

生涯を通じた女性の健康の保持・増進のため思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行うほか、健康診査体制の強化及び健康づくりに向けたさまざまな取組が必要です。

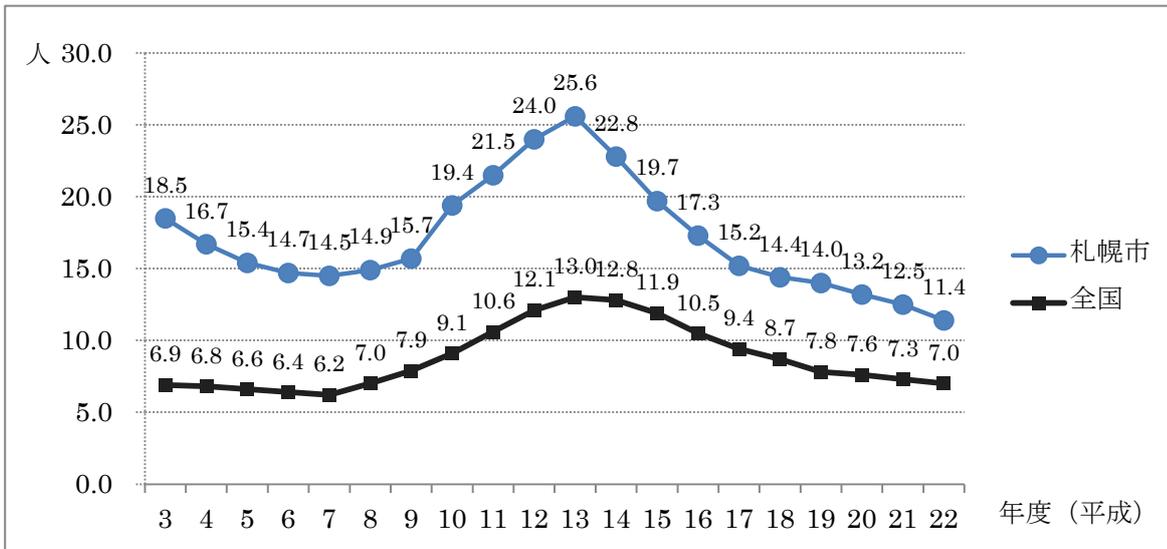
(3) 男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実

児童生徒に対して、人権尊重を基盤とした医学的な見地からの正しい性教育を実施し、性に関する自己決定能力を育む取組のほか、親に対する情報提供など、家庭での性教育の必要性についての啓発が重要です。

施策の方向性

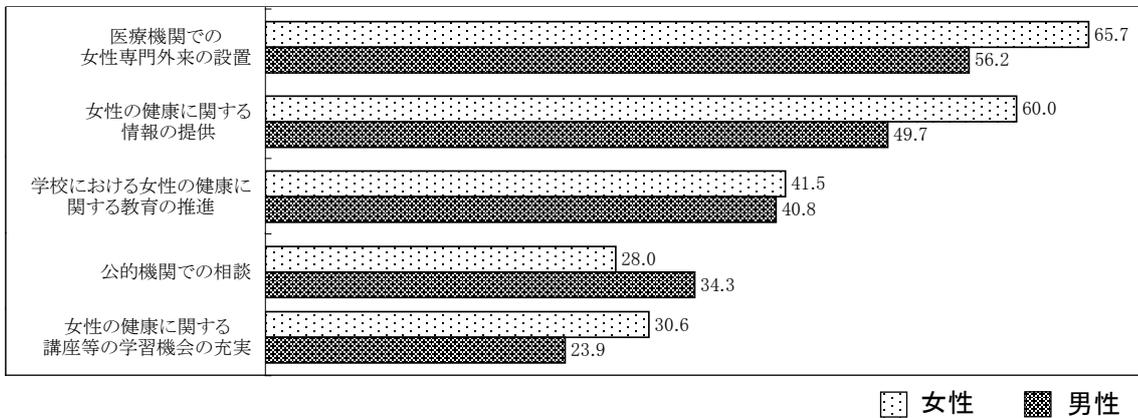
- ・性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）など女性の健康に関する意識啓発を推進すること

図 20 10代の人工妊娠中絶率(女子人口千対)の推移



〈備考〉札幌市:札幌市保健福祉局資料、全国:厚生労働省「母体保護統計」「衛生行政報告例」より作成

図 21 女性の生涯にわたる健康づくりのための支援策として必要だと思うこと



〈備考〉H23 市民意識調査により作成

基本目標Ⅳ

男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

基本的方向 1 《人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進》

【現状と課題】

一人ひとりの個性と能力を認め、互いを「個」として尊重し合い自立する精神を育むことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。性別に関する人々の意識の形成にあたっては、教育の果たす役割は極めて大きく、家庭、職場、学校、地域などさまざまな場面で、男女共同参画の視点に基づく教育や学習を推進することが重要です。

また、進路指導や生徒指導などにおいても、性別による固定観念にとらわれず、人権意識、権利義務意識、職業意識について、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点を取り入れて啓発していくことが必要です。

札幌市男女共同参画推進条例

第 15 条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

【基本施策】

(1) 人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進

学校教育活動全体を通じて、児童生徒に対する人権尊重を基盤とした男女平等教育を一層推進することが求められます。

施策の方向性

- ・ 中学校用男女平等教育副読本を有効に活用するなどして男女平等教育の推進に努めること

基本的方向 2 《男女共同参画の学習の推進》

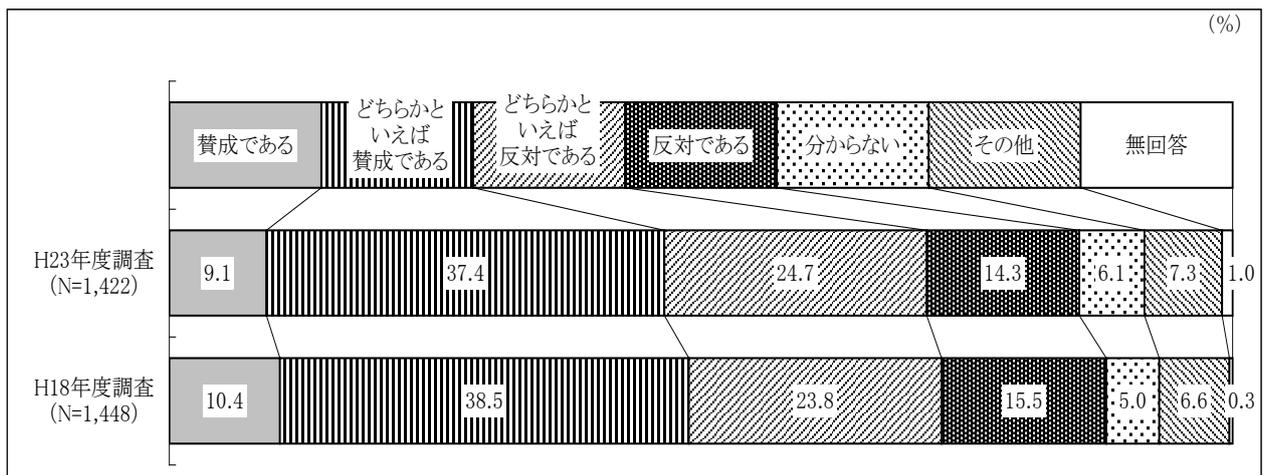
【現状と課題】

長い時間をかけて形成された「男性は仕事、女性は家事や育児」という意識等はまだまだ残っているのが現状です。

このため、日常生活の身近な固定的性別役割分担の存在に気づく機会を多く作り、繰り返し男女共同参画についての関心を高めながら、市民の意識の変化を促していくことが重要です。

また、男女共同参画の視点に立った意識改革を行うためには、市民の自主的な取組や男女共同参画に関する活動に取り組む団体等への支援など、市民と協力しながら取り組む必要があります。

図 22 男は仕事、女は家事や育児という考え方について



〈備考〉H23 市民意識調査により作成

札幌市男女共同参画推進条例

第 15 条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

【基本施策】

(1) 男女共同参画に関する学習の推進

地域等さまざまな場で人権や男女共同参画に関する身近な課題の学習ができる機会を提供することが必要です。

(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

一人ひとりが個性と能力を発揮して自分の生き方を自由に選択するための学習や、男女共に生活力を身に付け自立の意識を醸成するための学習など、男女共同参画に資する学習機会の提供が必要です。

施策の方向性

・ 男女共同参画に関する学習機会の充実を図ること

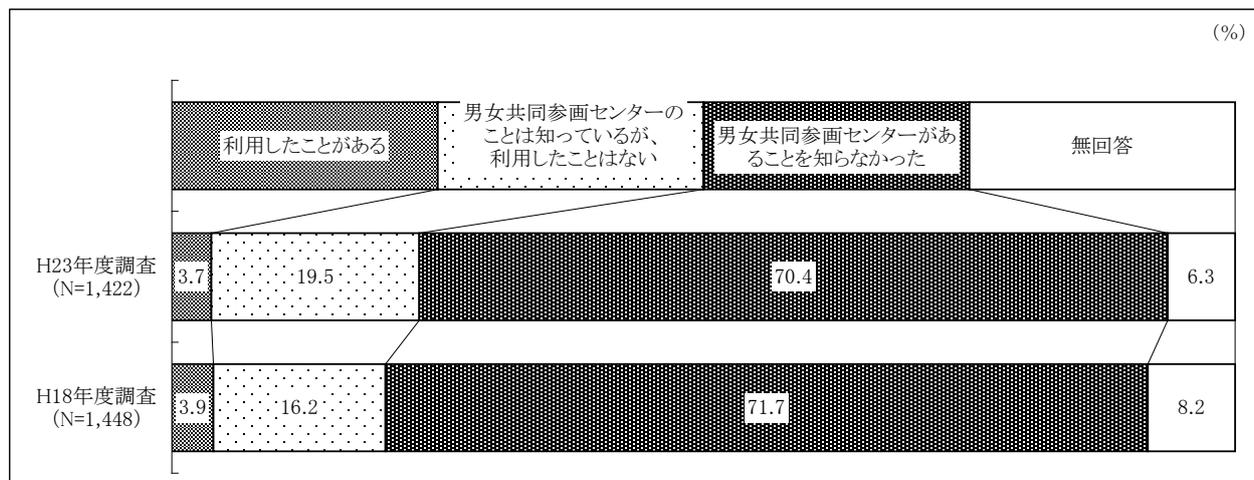
基本的方向 3 《男女共同参画の活動拠点の充実》

【現状と課題】

札幌市男女共同参画センターは、男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として、平成 15 年(2003 年)9 月に設置され、活動拠点としての機能(場の提供)のほか、女性が力を発揮するための支援や男性の生活面での自立支援、男女共同参画意識の啓発などを目的とする各種講座や情報提供、相談支援などさまざまな事業を展開してきました。

札幌市の男女共同参画を進めるためには、この施設の認知度をさらに高め、より広く市民に活用してもらうことが重要であり、今後は、情報発信の場としての機能強化や特色ある事業展開が必要です。

図 23 男女共同参画センターの認知度



〈備考〉H23 市民意識調査により作成

札幌市男女共同参画推進条例

第 16 条 2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

【基本施策】

(1) 男女共同参画センターにおける事業展開

男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点として、男女共同参画に関する市民の自主的な活動及び交流の支援や、調査研究、企画立案など各種事業を展開するほか、相談支援体制の充実が求められます。

(2) 男女共同参画に関する情報収集・提供・発信の充実

男女共同参画に関するイベントや団体、関係図書など、各種情報の収集・提供・発信を充実させることが求められます。

施策の方向性

- ・ 男女共同参画センターにおける事業を充実させ、市民の利用促進を図ること

第4章 推進体制

1 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、計画に掲げられた施策等の適切な進行管理及び評価を行うべきと考えます。

札幌市男女共同参画推進条例

第9号 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(1) 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表

計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする年次報告書の作成及び評価を行い、市民に公表する必要があります。

2 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化

男女共同参画施策を総合的に推進するためには、関係部局との連携を深め、全庁を挙げて推進する必要があります。

札幌市男女共同参画推進条例

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第18条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 札幌市男女共同参画行政推進会議の活用

札幌市男女共同参画行政推進会議を開催し、全庁的に男女共同参画施策を推進する必要があります。

(2) 男女共同参画行政関連部局の連携強化

男女共同参画行政担当部局は、本庁及び各区の関連部局と連携して総合的に男女共同参画を推進する必要があります。

(3) 札幌市職員を対象にした男女共同参画に関する啓発

すべての職員に対する啓発を行うとともに、情報提供の充実が求められます。

3 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

男女共同参画の効果的な推進には、附属機関としての審議会の役割が重要です。

札幌市男女共同参画推進条例

第 20 条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(1) 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

条例に基づき設置された札幌市男女共同参画審議会の機能が十分に発揮されるよう努める必要があります。

4 男女共同参画に関する調査研究の推進

札幌市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を効果的に取り入れられるよう、男女共同参画に関する市民あるいは企業に対する意識調査を継続的に実施するなど、引き続き調査研究が必要です。

札幌市男女共同参画推進条例

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(1) 男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画施策が効果的に実施されるよう、各種調査研究が必要です。

5 男女共同参画推進に向けた支援・連携

総合的に男女共同参画を推進するため、市民や企業、関係機関・団体との連携・協力を図ることが重要です。

札幌市男女共同参画推進条例

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 男女共同参画に関する市民等の活動支援

活動の場や情報の提供など市民や企業の主体的な活動の支援による男女共同参画の推進を図ることが必要です。

(2) 関係機関・団体等との連携・協力

国や北海道の動きと連携し、協力し合いながら、効果的に施策を進めるとともに、関係機関・団体とも連携して総合的な取組を行うことが重要です。

付属資料

◆男女共同参画に関する指標項目

男女共同参画社会の進捗状況を総合的に判断するための参考指標は以下の通りです。

<基本目標Ⅰ> あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

- 1 札幌市の審議会等における女性委員の登用率
- 2 札幌市議会議員に占める女性の人数と割合
- 3 札幌市職員の女性管理職割合
- 4 札幌市立小中学校長・教頭に占める女性の人数と割合
- 5 札幌市係長職候補者試験受験者に占める女性の割合
- 6 札幌市職員のうち女性の占める割合
- 7 札幌市内民間企業女性管理職割合
- 8 管理的職業従事者における女性の割合
- 9 役職別管理職に占める女性割合の推移
- 10 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間
- 11 家族介護における介護者の男女別比率

<基本目標Ⅱ> 女性の社会参加の推進

- 12 合計特殊出生率
- 13 札幌市職員の育児休業取得率
- 14 民間企業における育児休業取得率
- 15 民間企業における介護休業制度の規定状況
- 16 一般労働者の平均勤続年数
- 17 正規社員の勤続年数
- 18 男女の賃金格差
- 19 就業者数の推移

- 20 育児期（25～44 歳）の女性労働力率
- 21 第一子出産前後の女性の継続就業率
- 22 男女別雇用形態比率
- 23 産業別雇用者の女性比率
- 24 男女別自営業主数の推移
- 25 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合
- 26 年次有給休暇取得率

<基本目標Ⅲ> 男女の人権の尊重

- 27 配偶者暴力に関する相談件数
- 28 配偶者からの暴力による一時保護件数
- 29 札幌地方裁判所における保護命令発令件数
- 30 札幌市配偶者暴力相談支援センターにおける証明発行件数
- 31 配偶者等からの被害経験
- 32 企業におけるセクシュアル・ハラスメント規約の策定率
- 33 セクシュアル・ハラスメントの相談件数
- 34 10 歳代の人工妊娠中絶届出数

<基本目標Ⅳ> 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

- 35 短大・大学・大学院への男女別進学率
- 36 大学（学部）学生の専攻分野別構成
- 37 「男女共同参画社会」という言葉の認知

◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障がいとなるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障がい、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適

用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなるものを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民

の中から1人を指名することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障がいに記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

◆男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日 法律第78号
改正 平成11年 7月16日 法律第102号
同 11年12月22日 同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 29 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

◆札幌市男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 7 日
条例第 27 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 19 条)

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会(第 20 条)

第 4 章 雑則(第 21 条)

附則

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこととされている。

そして、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び男女共同参画社会基本法の制定等、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進んでいる。

また、札幌市においても、これまで、女性の自立と地位向上を図り、さらには、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきたところである。

しかし、社会全体では、男女の人権の尊重に関する認識がいまだ十分であるとは言えず、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度・慣行や男女間の不平等な取扱いが依然として根強く残っていることから、男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。加えて、少子高齢化の進行、経済環境の変化や情報社会の進展等の社会情勢に対応する上でも、男女共同参画をより一層推進し、男女共同参画社会を実現することが緊要な課題となっている。

ここに札幌市は、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することが重要であるという認識の下、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の職場などの生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念ののっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取り組み(積極的改善措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第 8 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、札幌市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 11 条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会等における男女共同参画の推進)

第 13 条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第 14 条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

(教育及び学習の振興)

第 15 条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援等)

第 16 条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 17 条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(苦情等の申出)

第 18 条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会

(札幌市男女共同参画審議会)

第 20 条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第 20 条第 3 項の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中「中高層建築物紛争調整委員会委員」を「／中高層建築物紛争調整委員会委員／男女共同参画審議会委員／」に改める。

◆札幌市男女共同参画審議会規則

平成 14 年 11 月 13 日
規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市男女共同参画推進条例(平成 14 年条例第 27 号。以下「条例」という。)第 20 条第 7 項の規定に基づき、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第 2 条 審議会の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)のうち条例第 20 条第 3 項後段の規定により公募した市民の中から委嘱する委員(以下「公募委員」という。)以外の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

2 公募委員の公募方法、委員の選考基準その他委員の委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、審議会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した審議会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への協力)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、調査審議する事項に関する意見若しくは説明を聴き、又は情報を収集するため、関係者に対し、審議会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

5 部会長に事故があるときは、部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民まちづくり局において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

2 札幌市事務分掌規則(昭和 47 年規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

別表 3 市民局生活文化部の款男女共同参画推進室の項男女共同参画課の節に次の 1 号を加える。

(4) 男女共同参画審議会の庶務に関すること。

附 則(平成 17 年規則第 24 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

◆札幌市男女共同参画審議会委員名簿

(第5期・平成23年4月1日～25年3月31日)

平成24年9月1日現在(五十音順)

氏名	職業等
足立 敬允	公募委員
猪股 徹	札幌市立北白石中学校長
小野寺 るみ子	C&F ウェルフェアセンター代表
加藤 喜久子	北海道情報大学経営情報学部教授
川瀬 亜矢子	NPO 法人女のスペース・おん理事
郷原 眞知子	公募委員
白髪 良一	札幌商工会議所政策委員会副委員長
日浅 尚子	北海道新聞社営業統括本部マーケティングセンター長
秀嶋 ゆかり	弁護士
平岡 祥孝	札幌大谷大学社会学部長
深谷 仁	社会福祉法人札幌慈啓会専務理事
横内 智子	連合北海道札幌地区連合女性委員会委員長

◆プラン策定にかかる経過

1 審議会の開催経過

男女共同参画審議会における「第3次男女共同参画さっぽろプランの策定」にかかる審議経過は、下表のとおりです。

年月	会議名	検討事項等(プラン策定関係)
平成 23 年 10 月	第 28 回(平成 23 年度第 3 回) 札幌市男女共同参画審議会	・次期「男女共同参画計画」の基本的方向性についての諮問
12 月	第 29 回(平成 23 年度第 4 回) 札幌市男女共同参画審議会	・札幌市の男女共同参画の現状について ・次期計画に向けた課題について
平成 24 年 2 月	第 30 回(平成 23 年度第 5 回) 札幌市男女共同参画審議会	・重点課題(優先課題)について ・新たな課題について ・計画体系(基本目標・基本的方向)について
3 月	第 31 回(平成 23 年度第 6 回) 札幌市男女共同参画審議会	・次期男女共同参画計画の体系について ・次期男女共同参画計画の位置づけ等について
5 月	第 32 回(平成 24 年度第 1 回) 札幌市男女共同参画審議会	・計画体系(案)への修正意見について ・計画体系等に係る論点について ・答申の起草について
6 月	第 33 回(平成 24 年度第 2 回) 札幌市男女共同参画審議会	・次期「男女共同参画計画」の体系(案)について (全体)
9 月	第 34 回(平成 24 年度第 3 回) 札幌市男女共同参画審議会	・第 3 次男女共同参画さっぽろプランに係る答申 (案)について

2 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

調査目的	男女共同参画に関する市民の意識や実態、ニーズを把握し、今後札幌市が取り組むべき男女共同参画施策の基礎資料とするために実施。
調査の内容	(1) 男女平等に関する意識 (2) 就労状況 (3) 家庭生活・地域活動 (4) 男女の人権 (5) 男女共同参画に関する施策
調査の対象等	(1) 調査地域 札幌市全域 (2) 調査対象 20 歳以上の男女 (3) 標本数 4,000 (4) 調査方法 郵送による調査(往復) (5) 調査期間 平成23年7月8日～7月31日 (6) 抽出方法 等間無作為抽出
回収結果	(1) 有効回収数(率)1,422(35.55%)

3 市民との意見交換会等

年月	意見交換会等
平成 23 年 12 月	子ども議会議員との意見交換会(ワークショップ)
平成 24 年 2 月	男女共同参画団体、アイヌ民族の女性、札幌に在住の外国人女性との意見交換会
6 月	性的少数者(性的マイノリティ)の方の話を聴く会
7 月	障がい者との意見交換会

